

## 林業機械化促進事業実施要綱

令和4年4月 日付4農振財森第5号

### (目的)

第1条 林業機械化促進事業実施要綱（令和4年3月31日付3産労農森第1392号）、林業機械化促進事業費補助金交付要綱（令和4年3月31日付3産労農森第1393号）、林業機械化促進事業実施要領（令和4年3月31日付3産労農森第1399号）に基づき、森林整備作業の機械化による生産性の向上等を目的として実施する林業機械化促進事業については、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 財団

公益財団法人東京都農林水産振興財団をいう。

(2) 林業経営者

森林施業に係る事業を営む事業者をいう。ここで、森林施業とは、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）第2条第1項でいう森林施業をいう。

また、事業者とは、個人事業者及び法人をいう。さらに、個人事業者とは、事業を行う個人をいい、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定される届出を行う者をいう。

(3) 林業経営体

林業労働者を雇用して森林施業を行う林業経営者であって、労確法第2条第2項に規定する事業主をいう。

(4) 認定事業体

東京都林業事業体認定要綱（平成10年12月24日付10労経農林第1356号）に基づく改善計画の認定を受けた林業経営体をいう。

### (事業の内容等)

第3条 この事業の内容及び事業対象者は、別表1に定めるとおりとする。

2 財団は、事業対象者に対し、別に定めるところにより予算の範囲内において助成するものとする。

### (要領の作成)

第4条 財団は、実施に必要な事項を明記した要領を定め、知事に報告するものとする。また、要領を変更する場合においても、その都度、知事に報告するものとする。

### (その他)

第5条 事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月 日から施行する。

別表 1

| 事業の種類           | 内容                  | 事業対象者 |
|-----------------|---------------------|-------|
| 林業機械・装備等の整備費用助成 | 林業機械の購入又はリース時の物件費助成 | 認定事業体 |
|                 | 林業機械のレンタル料金助成       | 林業経営者 |

## 林業機械化促進事業費助成金交付要綱

令和4年4月1日付4農振財森第6号

### (目的)

第1条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、林業経営体  
が実施する林業機械化促進事業（以下「事業」という。）に要する経費につき、予算の  
範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、林業機械化促進事業  
実施要綱（令和4年4月 日4農振財森第5号）、東京都補助金等交付規則（昭和37年  
東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和37年12月11  
日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (助成率及び助成内容等)

第2条 前条に規定する事業の助成率及び助成内容等は、林業機械化促進事業実施要領  
（令和4年3月31日付3産労農森第1399号）に定めるとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第3条 林業経営体が助成金の交付を申請しようとするときは、助成金交付申請書（様式  
1）を、必要な書類を添えて、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなけれ  
ばならない。

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条  
令第54号。以下「条例」という。）第2条3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規  
定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）  
及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力  
団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。

### (助成金の交付決定)

第4条 理事長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要  
に応じて林業経営体への立ち入り調査等を行い、適当と認める場合は、助成金の交付の  
決定を行い、助成金交付決定通知書（様式2）により、林業経営体あてに通知する。

2 理事長は、前項の場合においては、適正な交付を行うため必要があると認めるとき  
は、申請事項に修正を加え、又は条件を付すことができる。

### (助成経費の限度及び使途の範囲)

第5条 財団は、本事業の遂行に要する経費（以下「事業経費」という。）として実施計  
画書に計上する金額を超えない範囲において、林業経営体に支払うものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(申請の撤回)

第7条 助成金交付の決定の通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、第4条の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

(概算払請求)

第8条 理事長は、特に必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（様式3）を理事長に提出しなければならない。

3 助成金の概算払を受けた助成事業者は、事業終了後速やかに概算払精算書（様式4）を提出し、精算手続きをしなければならない。

(承認事項)

第9条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、林業機械化促進事業費助成金に係る事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式5）により理事長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 助成金額の30パーセントを超える減の変更をしようとするとき。

(2) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第 11 条 理事長は、助成事業の遂行状況について、必要な書類の提出を求めることができる。

(助成事業の遂行命令)

第 12 条 理事長は、助成事業者が提出する報告書又は調査により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、助成事業者に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第 13 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき、又は助成金の交付決定に係る事業期間が終了したときは、実績報告書（様式 6）に必要な書類を添えて速やかに理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第 9 条第 1 項第 3 号の規定により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

(助成金の額の確定)

第 14 条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて助成事業者への立ち入り調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式 7 により助成事業者に通知する。

2 助成事業者は、前項の通知を受けたときは速やかに助成金請求書（様式 8）を理事長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第 15 条 理事長は、前条の規定による審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、それに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

2 第 13 条の規定は、前項の命令により助成事業者が必要な処置をした場合について準用する。

(決定の取消し)

第 16 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交

付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) その他、この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

2 前項の規定は、第 14 条の規定により助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

#### (助成金の返還)

第 17 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の該当取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

#### (違約加算金及び延滞金)

第 18 条 助成事業者が、第 16 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、前条第 1 項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 助成金の返還を命ぜられた助成事業者は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

#### (違約加算金の計算)

第 19 条 助成事業者が助成金を 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日

に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす

2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納

付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 20 条 第 18 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第 21 条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 22 条 理事長は、助成事業者に対し助成金の返還を命じ、助成事業者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、助成事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(帳簿等の整理)

第 23 条 助成事業者は、助成事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保存しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 24 条 助成事業者は、第 3 条の規定に基づく交付申請、第 7 条の規定に基づく申請の撤回、第 8 条第 2 項の規定に基づく概算払請求、同条第 3 項の規定に基づく概算払精算、第 9 条の規定に基づく変更等承認、第 10 条の規定に基づく事故報告、第 11 条の規定に基づく状況報告、第 13 条第 2 項の規定に基づく実績報告、第 14 条第 2 項の規定に基づく助成金請求、第 21 条の規定に基づく財産処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが

できる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 25 条 理事長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第 4 条第 1 項の規定に基づく通知、第 6 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、第 12 条第 1 項の規定に基づく遂行命令、同条第 2 項の規定に基づく一時停止命令、第 14 条第 1 項の規定に基づく通知、第 15 条第 1 項の規定に基づく是正命令、第 16 条第 1 項の規定に基づく決定の取消し、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく返還命令について、助成事業者が書面による通知等を受け取ることがあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 日から施行する。

## 林業機械化促進事業実施要領

令和4年4月1日付4農振財森第7号

### (趣旨)

第1条 林業機械化促進事業（以下、「本事業」という。）の実施については、林業機械化促進事業実施要綱（令和4年4月1日付4農振財森第5号）及び林業機械化促進事業費助成金交付要綱（令和4年4月1日付4農振財森第6号）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

### (事業の内容等)

第2条 財団は、大型林業機械や先端技術の導入による労働強度の軽減、安全・効率的な作業等の促進のため、別表1の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

### (事業対象者への助成)

第3条 財団は、本事業の事業対象者に対し、この要領に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

### 附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 林業機械・装備等の整備費用助成要件

1 対象者及び助成率

| 助成の種類                        | 対象者  | 助成率    | 備考  |
|------------------------------|--|--------|---|
| 林業機械の購入<br>またはリース時<br>の物件費助成 | 認定事業体（東京都林業<br>事業体認定要綱（平成10年<br>12月24日付10労経農林第<br>1356号）に基づく改善計画<br>の認定を受けた林業経営<br>体）  | 2/3以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機械は2のとおり。</li> <li>・事業年度の翌年度から起算し<br/>て3年目を目標年度とした<br/>目標値を設定する</li> <li>・費用対効果分析を行い、比率<br/>が1.0以上あること。</li> </ul>  |
|                              |  | 9/10以内 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機械は3のとおり。</li> <li>・事業年度の翌年度から起算し<br/>て3年目を目標年度とした<br/>目標値を設定する</li> <li>・費用対効果分析を行い、比率<br/>が1.0以上であること。</li> </ul> |
| 林業機械の<br>レンタル料金<br>助成        | <p>以下のいずれかの要件を<br/>満たす者。</p> <p>1 認定事業体</p> <p>2 自らが所有又は管理権<br/>限を持つ森林において素<br/>材生産を行う林業経営者</p> <p>3 当該機械を森林経営計<br/>画樹立森林において使用<br/>する林業経営者</p> <p>※1 財団が実施する主伐<br/>事業に使用するものにつ<br/>いては対象としない。</p> <p>※2 「林業経営者」につ<br/>いては以下の（1）<br/>（2）を満たす者とす<br/>る。</p> <p>（1）年間90日以上、<br/>自ら又はその雇用者を<br/>して、都内で森林施業<br/>を実施すること。</p> <p>（2）林業労働者を雇用<br/>する場合、その雇用者<br/>について、労働保険及<br/>び社会保険に加入する<br/>こと（任意適用を除く）</p> | 1/2以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が都内の森林整備で自<br/>ら使用する機械のレンタル<br/>料について助成する。</li> <li>・対象機械は2のとおり。</li> </ul>  |
|                              |  | 4/5以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が都内の森林整備で自<br/>ら使用する機械のレンタル<br/>料について助成する。</li> <li>・対象機械は3のとおり。</li> </ul>  |

## 2 対象機械（先進技術以外）

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| ハーベスタ      | グラップル付きバックハウ                    |
| フェラーバンチャー  | ロングリーチグラップル                     |
| プロセッサ      | ロングリーチハーベスタ                     |
| スキッド       | トラック                            |
| タワーヤーダ     | ユニック付トラック                       |
| スイングヤーダ    | 集材機                             |
| フォワーダ      | 無人航空機（指導料・オペレーター費用含む）           |
| ザウルスロボ     | レーザー測量機器（ソフトウェア、指導料・オペレーター費用含む） |
| 林内作業車      | その他理事長が必要と認める機械等                |
| グラップルソー    |                                 |
| グラップルクレーン  |                                 |
| グラップル付トラック |                                 |
| バックハウ      |                                 |
| ログローダ      |                                 |
| ラジコン式自走搬機  |                                 |
| 移動式製材機     |                                 |
| 移動式杭加工機    |                                 |
| 移動式チップパー   |                                 |
| 自走式ウインチ    |                                 |

## 3 対象機械（先進技術）

- ・ 林業先進技術導入事業で検証された林業機械を含む IoT 等の先進技術を搭載した林業機械
- ・ 林業先進技術導入事業でリストに記載された機械

